

浄化槽の設置と維持管理について

◆浄化槽を設置する前に次の届け出などが必要です。

浄化槽設置 (建築確認を伴う)	建築確認審査機関などへ提出する書類に含まれています
浄化槽設置 (建築確認を伴わない)	着工予定日の12日以上前に設置届などを提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に提出。郵送可
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に提出。郵送可
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に提出。郵送可

◆設置工事は県に登録または届け出を行った専門の業者に頼みましょう。

◆悪臭や水質汚濁を防ぎ、快適な周辺環境を維持するために、次の取り組みをお願いします。

- ①法令に基づく保守点検
県に登録した専門の業者に保守点検を頼みましょう。保守点検後作成された報告書(保守点検記録票)は3年間保存しなければなりません。
- ②法令に基づく定期的な清掃
山武郡市広域行政組合管理者の許可を受けた業者へ年1回以上清掃を頼みましょう。
- ③法定検査
浄化槽の設置工事や保守点検および清掃が適正に行われているか、県の指定検査機関((公社)千葉県浄化槽検査センター)が検査します。使用開始後3カ月~8カ月の間に第7条に基づく検査を、その後は毎年第11条に基づく検査を受けなければなりません。

新排水設備に係る補助金額

排水設備の延長距離	補助額
10m以下	10,000円
10~20m	20,000円
20~30m	30,000円
30~40m	60,000円
40~50m	75,000円
50~60m	120,000円
60~70m	175,000円
70~80m	240,000円
80~90m	270,000円
90~100m	350,000円
100m以上	400,000円

水の処理を適切に行うこと

・放流水を流す道路側溝などが無い場合は、千葉県浄化槽取扱指図書に基づき「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」を参考に放流水の処理を適切に行うこと

●対象者
下水道事業の認可区域および農業集落排水事業の供用開始区域以外に居住する芝山町に住居登録がある方で、次の要件に該当する方
・10人槽以下であること
・居住用住宅であること(専用住宅・延床面積の2分の1以上が居住用住宅)

家庭から発生する生活排水を一括処理する「合併処理浄化槽」を設置する方に、次のような補助金があります。毎年度4月1日から申請順に受け付けており、予算がなくなり次第終了です。状況は随時お問い合わせください。

合併処理浄化槽への転換補助

人槽区分	補助額
単独浄化槽	
5人槽	552,000円
6~7人槽	634,000円
8~10人槽	768,000円
汲取り槽	
5人槽	452,000円
6~7人槽	534,000円
8~10人槽	668,000円

新規設置の浄化槽に係る補助金額

浄化槽の大きさ	補助額
5人槽	280,000円
6~7人槽	320,000円
8~10人槽	390,000円

合併処理浄化槽設置費補助金

合併浄化槽

維持管理費補助金制度

4月から受け付け開始

補助対象者・補助金額

●対象者 芝山町に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併浄化槽を適正に維持管理している方
■補助金額 毎年1回 1万円

対象とならない方

- ・浄化槽の設置届けをせずに合併浄化槽を設置した方
- ・建築確認を受けずに合併浄化槽を設置した方
- ・合併浄化槽の水質検査の結果が不適格と判定された方
- ・合併処理浄化槽の水質検査の結果が不適格と判定された方
- ・千葉県浄化槽取扱指図書を遵守していない方
- ・賃貸など営利を目的とした住宅に合併浄化槽を設置した方
- ・町税を滞納している方

補助対象となる経費

- ・合併浄化槽の維持管理にかかる保守点検費(※1)
- ・法定検査費用(※2)

補助対象とならない経費

- ・トイレの汚水のみを処理する単独浄化槽の維持管理費
- ・汚泥の汲取り(清掃)にかかる費用

受付期限・申請の方法

- 受付期限 9月30日(金)
- 申請方法 役場まちづくり課下水道係備え付けの申請用紙、または町ホームページから印刷した申請書類に、必要書類を添えて申請してください。
- 申請に必要なもの
①維持管理に関する契約を証明する書類の写し

る書類の写し

- ②平成27年4月1日から平成28年3月31日までに法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類の写しと領収書の写し
- ③平成27年4月1日から平成28年3月31日までに保守点検を実施した記録票の写しと領収書の写し

※1 保守点検とは

浄化槽のさまざまな装置が正常に作動しているか点検し、装置の調整・修理、汚泥などの引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。保守点検の作業には技術上の基準があり、専門的知識や技能、専用の器具機材が必要です。県知事登録をしている保守点検資格のある業者に作業を委託することをおすすめします(年3回以上、点検費は有料)。

※2 法定検査とは

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が発揮されているかを確認する重要な検査です。毎年1回、検査を受けることが法律で定められています。検査は、公的な検査機関が行います(年1回 検査費5千円)。

◎法定検査に関する問合せ

(社)千葉県浄化槽検査センター
☎043-245-4222

◎保守点検に関する問合せ

(社)千葉県環境保全センター
☎043-246-6283

浄化槽の効果的な利用には、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。
町では、合併浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

☎まちづくり課 下水道係 ☎77-3924